

7 保医感防第 3 5 2 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

各 保 健 所 長 殿

東京都保健医療局感染症対策調整担当部長
(公 印 省 略)

「東京都感染症マニュアル 2018」の一部改訂について（百日咳）

平素より、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年に入ってから百日咳の週当たりの患者報告数が増加しており、全数把握疾患になって以来の過去最多の報告数となっています。

ついては、貴職より、下記事項について管内関係機関へ御周知いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院については、都から別途通知しますので、申し添えます。

記

1 東京都感染症マニュアル 2018 の改訂について

この度、平成 30 年 3 月に発行した「東京都感染症マニュアル 2018」の各論編「百日咳」について、一部改訂を行いました。東京都保健医療局ホームページ「百日咳とは」に掲載しておりますので、各医療機関の診療にお役立ていただけますようお願いいたします。

（掲載先）東京都保健医療局ホームページ「百日咳とは」

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/info/pertussis/pertussis>

2 百日咳（全数把握対象感染症）の届出について

百日咳の届出基準については、別紙（3）ア及び（4）のとおり、検査所見が必要となっております。ただし、「検査確定例と接触があり、（2）の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない」とされております。この検査所見を必要としない例（臨床診断例）につきましては、出来る限り、初発患者の情報を備考欄等にご記載いただくよう医療機関に改めて依頼をしております。併せて、管轄保健所から初発患者（検査確定例）の情報を含め、届出内容について問い合わせる場合がある旨もお伝えしておりますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

（問合せ先）

東京都保健医療局感染症対策部

防疫課 防疫担当

電話 03-5320-4088